

日本統計学会多様性推進特別委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

- 第 1 条 本規則は、日本統計学会多様性推進特別委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。
本委員会は、日本統計学会委員会規程第 1 条 4 に基づく臨時委員会である。

(目的)

- 第 2 条 本委員会は、学会において、性別、年齢、職業、国籍、価値観などの多様性を尊重・推進し、特に女性・若手や企業人の参加および活躍を促進する活動を行うことを目的とする。

(構成員)

- 第 3 条 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2 委員会には、委員長を会員の中より 1 名置く。
 - 3 委員会には、委員を会員の中より数名置く。

(委員の任期)

- 第 4 条 委員の任期は 2 年とするが再任を妨げない。

(報告義務)

- 第 5 条 委員長は、社員総会において、本委員会の構成、運営、活動状況について報告する。

付則

1. 本規則は 2022 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本改訂版は 2023 年 3 月 3 日より施行する。